



名古屋北労働基準監督署管内

## 本年の死亡災害事例

本年4月に入ってから死亡災害が急増しています（平成26年8月31日現在5件、前年同期1件）。以下各災害の概要と原因を記しましたので、読者の事業場におかれましても、これを参考にさせていただき、同様の安全管理上の問題点がないか今一度確認、死亡災害の未然防止をよろしくお願いいたします。

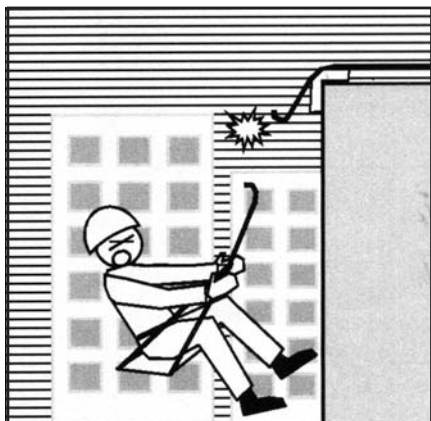


### 【事例1】建設現場における墜落

被災者：71歳 男性

発生状況：鉄骨組み立て現場において、鉄骨間に架け渡したデッキプレートの上を歩いて渡ろうとした時、当該デッキプレートが外れ、約8mの高さから墜落した。

原因：安全帯取り付け設備（親綱）、墜落防止用ネット防網等を設置せず、元請会社による作業計画に墜落防止対策が欠けていたこと。

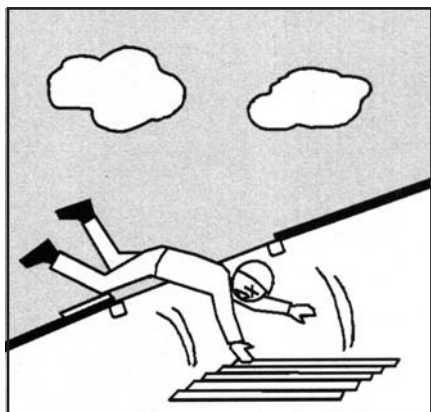


### 【事例2】ブランコ作業中に墜落

被災者：57歳 男性

発生状況：商店街ビル外壁に設置されている照明設備を取り換えるため、当該高さ約30mのビル屋上からブランコに乗り、当該照明器具の位置まで降りようとしたところ、降り始めて間もなくブランコのメインロープが破断し、地上に墜落した。

原因：足場、高所作業車を使用せず、メインロープの劣化状況を点検せず、ライフライン（命綱）未設置のままブランコ作業を行ったこと。



### 【事例3】屋根補修中の墜落

被災者：47歳 男性

発生状況：工場屋根の補修工事中、明かりとり窓に手をついた際、当該明かりとり窓が外れ約10mの高さから墜落したもの。

原因：安全帯取り付け設備（親綱）を設置し、安全帯を使用させるなど墜落防止措置を講じなかったこと。

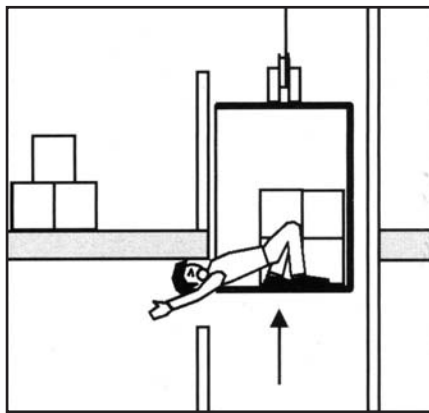


#### 【事例4】フォークリフトの用途外使用による挟まれ

被災者：72歳 男性

発生状況：天井補修のため、リーチフォークリフトのフォークにパレットを装着し、その上に乗る、昇降レバーを、先端がフック形状の棒を使用して操作し、フォークを上昇させたところ、天井とバックレストの間に挟まれた。

原因：フォークリフトを、主たる用途(荷の運搬)以外に使用し、かつ乗車席以外の箇所に乗ったこと。



#### 【事例5】荷物用エレベーターによる挟まれ

被災者：35歳 男性

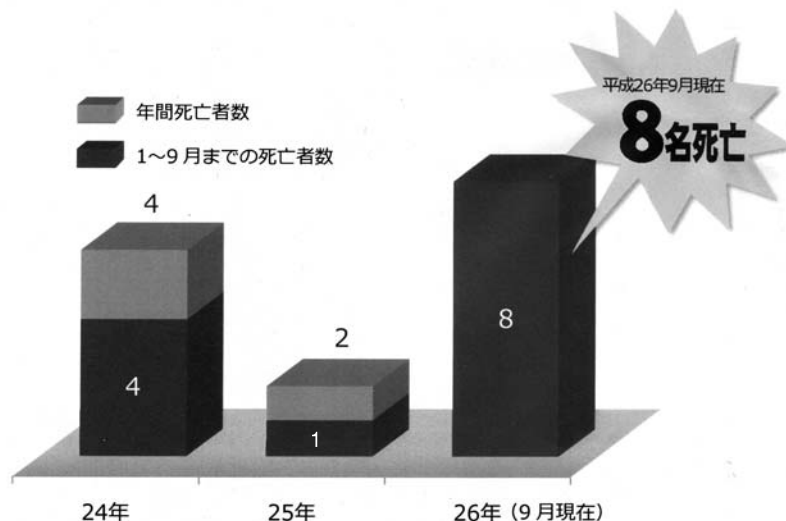
発生状況：会社倉庫の荷物用エレベーターに商品を載せて、自らも当該エレベーターに乗り2階へ上がる途中、搬器からはみ出た上半身が、搬器の床面と倉庫床面裏面の間に挟まれたもの。

原因：荷物用エレベーターに人を乗せたこと。エレベーターの搬器に扉がなく、エレベーター昇降路が完全におおわれていなかったこと。

## 死亡災害が多発しています!!

— 平成26年9月 —

名古屋北労働基準監督署



名古屋北労働基準監督署管内では、平成26年9月上旬現在で既に死亡災害が8件発生しており、危機的な状況にあります。年の途中にして、昨年、一昨年の年間件数を大幅に上回る状況です。

尊い命を守るため各事業場において職場の安全衛生点検に努め、安全衛生管理活動への更なる取組を図られますようお願いいたします。